

【記載例】知立市内において製造等を行うことにより返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明に係る一覧表

提出年月日 令和8年10月1日

事業者名	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

：着色セルは入力不要です。

(単位：円、%)

No.	必要寄附金額	返礼品等の名称	知立市内において生じた価値の割合※自動反映	知立市内において生じた価値の割合の算出方法※1			返礼品等の製造・加工地※2	知立市における調達費用A	一般販売価格※3	当該返礼品の製造・販売等のために知立市外で生じた費用B
				標準的な算出方法	その他の算出方法					
					その他の算出方法の詳細	その他の算出方法とする理由				
1		●●●●	66.7%	○			愛知県知立市	3,000	3,000	1,000
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法

算式 (A-B)÷A

算式の符号 A:当該地方印体による返礼品等の調達費用

B:当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

区域外

区域外

100万円

区域外

区域内

300万円

区域内での付加価値

原材料費等

製造経費

人件費

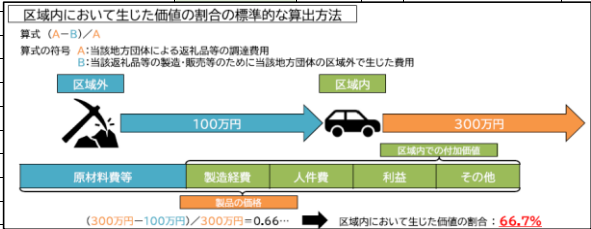
利益

その他

製品の価格

(300万円-100万円)÷300万円=0.66…

区域内において生じた価値の割合:66.7%



※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を入力し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を入力した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載してください。
区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりです。
なお、「価値の過半が生じている」ことについては、算出された「区域内において生じた価値の割合」の値が50%を超えているか(※50%では超えていないため、基準を満たしません。)により判断します。

- 算式 $(A - B) / A$
- 算式の符号 A：当該地方団体による返礼品等の調達費用
B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名(例：○○県○○市)、国外の場合は国名を記載してください。
※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載してください。なお、当該返礼品等が非売品の場合は、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載してください。